

最低工賃の改正決定に関する公示

大阪労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、大阪府男子既製洋服製造業最低工賃（平成28年大阪労働局最低工賃公示第2号）を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年2月26日

大阪労働局長 志村 幸久

大阪府男子既製洋服製造業最低工賃

- 適用する家内労働者 大阪府の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣又はズボンのまよめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
背広上衣	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚（50センチメートル以上×2）につき 151円
	そで口裏まつり		1枚（30センチメートル以上×2）につき 62円
	肩裏まつり		1枚（15センチメートル以上×2）につき 35円
	えりこし（からげ）まつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上のもの	1枚（30センチメートル以上）につき 33円
	ベントまつり		1枚（20センチメートル以上）につき 43円
	背すそまつり		1枚（15センチメートル以上×2）につき 43円
	えり裏まつり		1枚（10センチメートル以上）につき

		49円	
わき裏まつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上のもの	1枚(50センチメートル以上×2)につき 48円	
前裏すそまつり		1枚(25センチメートル以上×2)につき 59円	
見返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に4針以上のもの	1枚(40センチメートル以上×2)につき 56円	
見返し7ミリメートル星入れ		1枚(40センチメートル以上×2)につき 58円	
背裏鎖止め	鎖糸ループの長さが1センチメートルのもの	1枚につき 14円	
ベント止め	1本糸で×印しつけ止めのもの	1枚につき 14円	
糸くず取り		1枚につき 99円	
ズボン	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に10針以上のもの	1本につき 11円
	前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上のもの	1本につき 9円
	天ぐまつり		1本につき 9円
	小またちどり		1本につき 23円
	腰裏むし止め	8か所に行うもの	1本につき 31円
	ボタン付け	小ボタン、糸足つきで、根巻き4回以上のもの	1個につき 6円
	シックむし止め	1か所に行うもの	1本につき 5円
	糸くず取り		1本につき 23円